

岐阜県公報

目 次

岐阜県職員配偶者同行休業に関する条例	(人事課)	三
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例	(防災課)	六
例		
岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(私学振興・青少年課)	七
岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	九
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(街路公園課)	一〇

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員配偶者同行休業に関する条例(条例第四五号)

一 外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするため、職員が休業を申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、三年を限度として、その休業を承認することができることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

一 県民税

地方法人税(国税)の創設に伴い、法人税割の税率を一〇〇分の四(改正前一〇〇分の五・八)に引き下げることとした。(第三二条及び附則第一七条関係)

二 事業税

地方法人税(国税)の創設による地方法人特別税(国税)の規模縮小に伴い、法人事業税の税率を次のとおり引き上げることとした。(附則第六条の二の二関係)

1 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)一億円超の普通法人の税率

所得のうち年四〇〇万円以下の部分	一〇〇分の二・二(改正前一〇〇分の一・五)
所得のうち年四〇〇万円超八〇〇万円以下の部分	一〇〇分の三・二(改正前一〇〇分の二・二)
所得のうち年八〇〇万円超の部分	一〇〇分の四・三(改正前一〇〇分の二・九)

三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人又は清算所得

一〇〇分の四・三（改正前）
一〇〇分の二・九

2 資本金一億円以下の普通法人の税率

所得のうち年四〇〇万円以下の部分

一〇〇分の三・四（改正前）
一〇〇分の二・七

所得のうち年四〇〇万円超八〇〇万円以下の部分

一〇〇分の五・一（改正前）
一〇〇分の四

所得のうち年八〇〇万円超の部分

一〇〇分の六・七（改正前）
一〇〇分の五・三

三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人又は清算所得

一〇〇分の六・七（改正前）
一〇〇分の五・三

3 特別法人の税率

所得のうち年四〇〇万円以下の部分

一〇〇分の三・四（改正前）
一〇〇分の二・七

所得のうち年四〇〇万円超の部分

一〇〇分の四・六（改正前）
一〇〇分の三・六

三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人又は清算所得

一〇〇分の四・六（改正前）
一〇〇分の三・六

4 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の税率

収入金額

一〇〇分の〇・九（改正前）
一〇〇分の〇・七

三 その他所要の規定の整備等を行うこととした。

四 この条例は、一部の規定を除き、平成二六年一月一日から施行することとした。

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（条例第四七号）

一 北アルプス地区の山岳に登山しようとする者に登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び山岳遭難の防止を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

二 登山者が北アルプス地区の山岳に登山しようとするときは、登山の期間及び行程その他の事項を知事に届け出なければならないこととした。（第五条関係）

三 届出の受理等に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができることとした。（第六条関係）

四 届出をせず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区（四月一六日から一月三〇日までの間にあつては、北アルプス地区のうち特定の区域）に登山した者は、五万円以下の過料に処することとした。（第七条関係）

五 この条例は、平成二六年二月一日から施行することとした。ただし、四に係る規定は、その翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

一 携帯電話インターネット接続提供事業者等に対し、携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介等に当たり、次のことを義務付けることとした。（第二条の二及び第三条の三第三項関係）

1 携帯電話端末等の使用者が青少年（一八歳未満）であるかどうか確認すること。

2 青少年又はその保護者に対し、有害情報の閲覧及び視聴の機会が生ずること等の説明及び書面を交付すること（無線LAN回線でインターネット接続ができるスマートフォン等の場合は、フィルタリングソフトウェアの内容等についても説明及び書面の交付が必要）。

3 保護者から提出された二一の書面を保存すること。

二 保護者に対し、次のことを義務付けることとした。（第三条の三第一項及び第三条の五第一項関係）

1 契約の締結時にフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、携帯電話インターネット接続提供事業者に対し、正当な理由を記載した書面を提出すること。

2 青少年の携帯電話端末等でのインターネットの利用状況を適切に把握し、家庭でのルールづくり等を行うこと（努力義務）。

<p>岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十六年七月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>条 例</p>	<p>三 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が一等に違反している場合は、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。また、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。(第三二条の四関係)</p> <p>四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等から必要な報告等の徴収、事務所等への立入調査等ができることとした(知事が求めた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した場合は、一〇万円以下の罰金又は科料)。(第四五条及び第五三条関係)</p> <p>五 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。</p> <p>岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第四九号)</p> <p>一 「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に伴い、次の二条例について規定の整備等を行うこととした。</p> <p>1 岐阜県事務処理の特例に関する条例 父子福祉資金の貸付けに関する調査等の事務処理の特例に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)</p> <p>2 岐阜県住民基本台帳法施行条例 所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)</p> <p>二 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。</p> <p>岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)</p> <p>一 岐阜県百年公園の駐車場を無料で利用できることとした。(別表第一及び別表第三関係)</p> <p>二 この条例は、平成二七年四月一日から施行することとした。</p>
<p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>もの</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの</p>	<p>岐阜県条例第四十五号</p> <p>岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第九条第二項、第三項及び第五項を除き、以下同じ。)の配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p> <p>第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。</p> <p>(配偶者同行休業の期間)</p> <p>第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。</p> <p>(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)</p> <p>第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。</p> <p>一 外国での勤務</p> <p>二 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)</p>	

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員が配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。第七号第一号及び第八号第一号から第三号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- 二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由

（届出）

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号又は第三号に掲げる事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第三項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間につ

いて一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号。以下「退職手当条例」という。）第六条の四第一項及び第七号第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第七号第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その

月数の三分の一に相当する月数。地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号中「法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項又は法」に改める。

第二十五条第二号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

(岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

3 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 休業の状況

(岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

4 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「その事業が行われる場所(施行令第七条の三の五に規定する場所をいう。)」を「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。

第三十一条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

附則第四条第一項中「第四十条第三項後段(同条第六項から第十項まで)の下に」及び第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十項まで)」を「同条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十一項まで)」に、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「財産(同条第六項から第十項まで)」を「財産(同条第六項から第十一項まで)」に改める。

附則第六条の二の第二項中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附則第十一条の六第二項中「したものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取引した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取引したものと」を加える。

附則第十七条第一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改め、同条第二項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七項の規定 公布の日
- 二 附則第四条第一項及び第十一条の六第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十七年一月一日
- 三 第十八条第二項の改正規定及び附則第五項の規定 平成二十八年四月一日
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。) 附則第四条第一項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第十一条の六第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 4 新条例第三十一条並びに附則第十七条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日(附則第六項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第十八条第二項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)
- 6 新条例附則第六条の二の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 7 岐阜県条例の一部を改正する条例(平成二十五年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
第一条のうち岐阜県条例第三十七条の十二の改正規定中「又は」を「又は同法」に、「若しくは」を「同法」に改め、「改め」の下に「国外株式の配当等」の下に「若しくは同法第四十一条の十二の二第二項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を「を加える。

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、北アルプス地区における山岳遭難事故が多発し、登山者並びにその家族及び関係者に深い悲しみを与え、かつ、遭難した登山者の捜索救助活動が、当該活動に従事する者にとって多大な労力を要するものであることに鑑み、北アルプス地区の山岳に登山しようとする者に対し、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び山岳遭難の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「北アルプス地区」とは、別表第一に掲げる地域をいう。

2 この条例において「登山者」とは、北アルプス地区の山岳に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

- 一 北アルプス地区において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者
- 二 北アルプス地区内に所在する山小屋その他登山者が登山をしている間に休憩又は休息を行う施設の運営に従事する者
- 三 北アルプス地区内に所在する索道施設の管理運営業務に従事する者

四 前三号に掲げる者のほか、北アルプス地区において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者

3 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、北アルプス地区の山岳に関し注意すべき情報を登山者に提供することその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第五条第一項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、山岳遭難の防止に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

(登山者の責務)

第四条 登山者は、登山は自己責任で実施するものであることを認識し、登山しようとする山岳の特性並びに自己の技能及び健康状態を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならぬ。

2 登山者は、登山している間は、気象状況その他の環境及び体調の変化の把握に努めるとともに、当該環境及び体調の変化に応じて安全に行動するよう努めなければならない。

3 登山者は、県が提供する登山に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

(登山の届出)

第五条 登山者は、登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が当該各号に掲げる事項を登山計画書、入山届その他の書面を提出することその他規則で定める方法により富山県若しくは長野県にある行政機関又は登山活動団体に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢

二 登山の期間及び行程

三 装備品、飲料水及び食糧の内容

四 緊急時における連絡先

五 無線等の通信手段の状況

六 山岳への登山を目的に結成された団体等への加入の有無及び当該団体等の名称等

七 山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険への加入の有無及び当該保険の名称

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第六条 知事は、前条第一項の規定による届出(同条第二項の規定による届出を含む。)の受理、当該届出に係る事実の確認のための措置その他の当該届出に係る事務の一部

を知事が指定する者に委託することができる。

(過料)

第七条 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区(四月十六日から十一月三十日までの間にあっては、北アルプス地区のうち別表第二に掲げる区域)に登山した者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の北アルプス地区における登山者の動向及び第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に北アルプス地区の山岳に登山している者については、この条例は、適用しない。

別表第一(第二条関係)

焼岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至り、同所から当該境界に沿って北進し権沢岳山頂に至り、同所から稜線を南西進し弓折岳山頂、大ノマ岳山頂及び抜戸岳山頂を通過して笠ヶ岳山頂に至り、同所から稜線を南進し雷鳥岩及びクリヤノ頭を通過して錫杖岳山頂に至り、同所から起点に至る線に囲まれた地域(中部山岳国立公園千石平園地のうち知事が定める区域を除く。)並びに権沢岳山頂を起点とし、同所から当該境界に沿って北西進し双六岳山頂に至る線から五十メートル以内の地域

別表第二(第七条関係)

一 西穂高・奥穂高区域 西穂高岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至る線から五十メートル以内の区域
二 滝谷区域 滝谷を中心とした地域で知事が定める区域
三 穴毛谷区域 穴毛谷を中心とした地域で知事が定める区域

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条 第三十一条の五」に改める。

第十二条第二項中「第二十二条」を「第二十二条の二」に改める。

第三十一条に見出しとして「インターネットの利用に係る保護者等の責務」を付し、同条第一項中「有害情報(第十条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報)その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この章において」を「青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下)に、「かんがみ」を「鑑み」に、「有害情報を」を「青少年有害情報を」に、「有害情報に」を「青少年有害情報に」に改め、同条第二項中「フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェア」を「青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(以下「フィルタリングソフトウェア」という。))に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第三項中「フィルタリングの機能を有するソフトウェア」を「フィルタリングソフトウェア」に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、第四章中同条の次に次の四条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等)

第三十一条の二 次に掲げる者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)を提供する契約(以下「携帯電話インターネット接続契約」という。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)の利用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法

第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)

二 携帯電話インターネット接続契約の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、次に掲げる契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

一 青少年が契約の相手方となる携帯電話インターネット接続契約(当該青少年の保護者が、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出(以下「フィルタリングサービス不要申出」という。))をして当該契約の内容を変更するものを含む。次号において同じ。)

二 青少年を携帯電話端末等の使用者とし、その保護者が契約の相手方となる携帯電話インターネット接続契約

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項各号に掲げる契約(フィルタリングサービス不要申出をしないで当該契約の内容を変更するものを含む。)の締結又はその媒介等をする場合において、当該契約に係る携帯電話端末等が青少年インターネット環境整備法第二条第五項に規定するインターネット接続役務(携帯電話インターネット接続役務を除く。)の提供を受けることによりインターネットを利用できるものであるときは、青少年又はその保護者に対し、前項に規定する事項及び当該契約により携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングソフトウェアの内容その他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

(フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等)

第三十一条の三 保護者は、前条第一項各号に掲げる契約を締結する場合において、フィルタリングサービス不要申出をするときは、その監護に係る青少年が就労している場合において青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「フィルタリングサービス」という。)を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理

由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供者は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

3 携帯電話インターネット接続役務提供者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日まで、第一項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保存しなければならない。(携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に対する勧告等)

第三十一条の四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が第三十一条の二又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。(携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務)

第三十一条の五 保護者は、第三十一条の趣旨を踏まえ、第三十一条の二第二項又は第三項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等の説明の内容について理解するよう努めるとともに、その監護に係る青少年の携帯電話端末等の使用に当たっては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

2 県は、第三十一条の二第二項又は第三項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発に努めるとともに、

第三十一条の趣旨を踏まえ、保護者、青少年、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等その他青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十五条第一項中「の各号」を削り、「報告をさせ、若しくは必要な資料の提出をさせ」を「報告若しくは資料の提出を求め」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

十 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等
第四十五条第二項中「報告をさせ、若しくは必要な資料の提出をさせ」を「報告若しくは資料の提出を求め」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十三の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第一号中「法第三十二条第一項において準用する場合を含む。」を削り、「みなされる場合を含む。」「の下に「又は第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項の規定による資金の貸付け」を加え、「備え付け等」を「備付け等」に改める。

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一第七号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表岐阜県百年公園の項中「**駐**車場」を削る。

別表第三二三の表駐車場の項を削る。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年七月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社